

野迫川村ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、野迫川村がインターネット上に公開しているホームページ(以下「村ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いを定めることにより、自主財源の確保並びに村民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、村ホームページ内に表示されるバナー広告画像で、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の範囲)

第3条 掲載する広告は、村ホームページとして品位及びイメージを損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に類するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 村が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 村に納付すべき税金等を滞納している者(納付誓約を履行している者を除く。)の申込みによるもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、村長が適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、村ホームページに掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠当たりの規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦84ピクセル、横160ピクセル
- (2) データ容量 200キロバイト以内
- (3) ファイル形式 GIF形式(アニメーションGIF又は透過画像を除く。)、JPEG形式(RGB形式)又はPNG形式(透過画像を除く。)
- (4) alt属性テキスト 「広告:」で始め、「広告:」を除いて全・半角を問わず30文字以内(会社名若しくは団体名又は広告に表示されている語句に限る。)。ただし、alt属性テキストに不適切な表現が認められるときは、村長は、当該表現を削除することがで

きる。

- (5) コントラスト比 文字色と背景色のコントラストを十分に確保することとし、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取りする等、文字を読みやすくするよう配慮すること。

2 広告画像には、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマーク(警告表示をいう。)を模した表現
- (3) ラジオボタン、プルダウンメニュー等選択肢の表示を模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせ、又はそのおそれがある表現

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する位置は、村ホームページのトップページとし、当該トップページでの掲載位置及び枠数は、村長が指定するものとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 広告主の事業所等が野迫川村内にある場合月額 3,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。ただし、12箇月一括申込の場合は、30,000円とする。
- (2) 前号以外の広告主の場合 月額 4,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。ただし、12箇月一括申込の場合は、45,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1箇月単位とし、連続する申込期間は最大12箇月とする。ただし、年度（4月から翌年3月までをいう。）を超えて連続する期間を指定する申込みをすることはできない。

2 広告の掲載を開始する日は、月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、月の末日とする。

(広告の掲載申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、野迫川村ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、広告として掲載しようとする画像のデータ及び事業の証明書類の写しを添えて、村長に提出するものとする。

2 前項の規定による申込みは、広告の掲載希望月の前月の10日（その日が野迫川村の休日定める条例（平成元年3月野迫川村条例第8号）第1条第1項に規定する村の休日（以下「村の休日」という。）に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い村の休日でない日）までに、郵送又は村役場総務課に申込者が持参する方法により行うものとする。

3 同一申込者が申し込める広告は、1 枠限りとする。

4 村長は必要に応じて申込者に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 9 条 村長は、前条に規定する申込みがあったときは、広告内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定による決定をしたときは、野迫川村ホームページ広告掲載可否決定通知書(様式第 2 号)により、その結果を申込者に通知するものとする。

3 広告の掲載は、申込みの順により決定する。

4 村長は、掲載を決定するに当たっては、掲載内容等に必要な条件を付けることができる。

(広告原稿の制作及び経費負担)

第 10 条 広告の原稿データは、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、村長の定める仕様に従って制作し、村長に提出するものとする。

(掲載料の納付)

第 11 条 広告主は、村長が指定する期日までに掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任)

第 12 条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が発生していることを、村長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告の内容等の変更)

第 13 条 村長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告主の届出義務)

第 14 条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、野迫川村ホームページ広告掲載内容変更届(様式第 3 号)により速やかに村長に届けなければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、野迫川村ホームページ広告掲載申込書及び添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 広告主は、リンク先ホームページに障害等が発生したときは、直ちに村長に報告しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主の指定するホームページが事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 村長が指定する期日までに掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 第 12 条の規定による広告の内容等の修正が行われないうとき。
- (4) その他、村ホームページへの広告掲載が適切でないと村長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 16 条 広告主は、自己の都合により、村ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により村長に申し出なければならない。

(掲載料の返還)

第 17 条 前 2 条の規定により、取消し又は取下げをしたときは、広告掲載料は返還しない。

2 広告主の責に帰さない事由により、村が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった期間に対応する金額を広告主に返還することができる。なお、還付額は 100 円未満の端数を切り上げるとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載期間中、次の掲げる理由により村ホームページ運営を一時停止した場合の広告掲載料は返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

4 第 2 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(賠償の範囲)

第 18 条 前条の規定により村が広告を掲載できない場合でも、広告主への賠償の範囲は、既に納付した掲載料を超えないものとする。

2 広告掲載期間中、村ホームページを閉鎖した時間が生じても、広告期間の延長等の賠償措置は行わないものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。